

文部科学省  
高木義明大臣殿

### 拝啓

当法人は、1964年7月16日創設された宗教法人であり、「神様の下の理想家庭と理想世界」の実現を目指して、創始者文鮮明師の説かれた教義である統一原理の流布と伝道・信者の教化育成・礼拝等儀式行事を行うことを目的とし、全国に56万人の教会員が所属して日々の信仰生活を送っています。

この度、突然お便りしたのは、御省所轄の岡山大学他いくつかの大学において、信教の自由を保障し国家機関が特定宗教団体を攻撃・差別することを禁ずる憲法の規定に反すると懸念されるような下記のような事実があることについてです。

所轄庁として、以下の点について厳正に調査された上、その結果の回答をお願い申し上げます。

### 記

岡山大学等がネット等で公開している当法人に関する文章（添付資料1）は、国庫により運営される公的機関である国立大学として、特定宗教である当法人を名指しで公然と批判攻撃するものであり信教の自由を保障する憲法第20条に違反するものと考えます。

さらにその内容は一部に事実誤認もあり、予断と偏見に満ちた客観性を欠くものであり、同時に一方的な側の見解を掲載する公平性を欠くものであります。同大学等はこのような当法人に関する情報と見解を公表するに際して、一方の当事者である当法人に対して意見を徴したり、事実関係の確認もしていません。これは、真理探究の府として、偏見にとらわれず客観的な研究・教育を心がけるべき大学の姿勢としてあってはならないことだと言えます。

同大学等は、当法人を攻撃するに当たって、「学生生活を守る」との名目で、「マインドコントロール」、「カルト」などという定義が曖昧で多義的な用語を用いて、当法人をカルトの危険な団体として警戒を呼びかけています。同大学等は「当法人=カルト」と決めつけていますが、カルトとかセクトという用語は、その用語自体の中に反社会的・人権侵害団体と決めつけている価値判断と偏見を含んでおり、特定宗教に対する差別や不当な扱いに利用されかねないと危惧が全世界的に表明されています。

例えばドイツ連邦議会は、1996年の「セクト（カルトとも呼ばれる団体）、サイコ・グループに関するエンケーテ委員会報告書」において、「セクトやカルトは国家にとり危険な存在ではなく、こうした団体にセクト・カルトという言葉を使うべきではない」としています。また、フランス国民議会で2000年に検討

された「新興宗教規制法案（カルト規制法案）」に対するローマ法王をはじめとした伝統3大宗教（キリスト教、ユダヤ教、イスラム教）は、「マインドコントロールやカルトという用語を使って宗教上の信念への差別や多様な宗教形式や実践への差別を行うことは人間の基本的な価値への尊厳を脅かし、…最終的に多元性を持った社会に不安定をもたらす」、「いつかは伝統宗教に規制の矛先が向けられる」として、同法案を厳しく批判する見解を発表しています。

同様に、「マインドコントロール」なる用語についても、1987年に米国心理学会（APA）が「科学的な裏付けを欠き、心理学の専門家によって広く受け入れられていない」と指摘し、さらに「科学的宗教研究学会」（SSSR）においては、1990年11月7日にマインドコントロール説の非科学性を再確認する決議案を満場一致で採択しています。つまり、心理学や社会学の専門家らの見解によれば、「マインドコントロール理論」は疑似科学に過ぎないと言われているものです。同理論については、日本の司法機関においても1997年の統一教会を被告とする裁判において同様に判断されています。

更に同説は、反カルト運動家らによりカルトとレッテルを貼られた団体による思想教化を法的に告発し、批判を行う際に用いられており、アメリカでは1970年代に強制的改宗業者のテッド・パトリック（当局により不法監禁罪、誘拐罪、共同謀議罪、婦女暴行罪、コカイン所持罪等々によって、合計4年以上も服役）らが新興宗教の信者を強制的に脱会（ディープログラム）させる際の理論的根拠に悪用されています。日本においても、当法人信者らがマインドコントロール（或いは洗脳）されているなどとして、拉致監禁による強制脱会説得・改宗により「救出」するという名目の下、1970年代から4000名以上の当教会員らが被害を受けてきました。その手法の違法性については既に司法において判断が出されています。

しかるに、同大学等は、学生生活を守るとの名目で、マインドコントロールやカルトなどとレッテル貼りを行い、特定新興宗教である当法人に対する批判や攻撃を行っており、のみならず、全国のいくつかの大学では統一原理と宇宙の諸原理を研究・探求することを目指す学生サークルである原理研究会の学生らに対して拉致監禁等による脱会説得等の深刻な人権侵害に大学当局が加担するという驚くべき事件も起きています。

また、全国の100に及ぶ国立及び私立大学が「全国カルト対策大学ネットワーク」に加入して学生のカルト対策に取り組んでいるという事実を、同ネットワークの主催者である「日本脱カルト協会」が公表していますが、同協会は当法人を相手とする訴訟の原告代理人らにより構成された反統一教会の団体あります。また、岡山大学が資料を引用している被害弁連所属に所属する弁護士らは、当法人に対する献金返還訴訟や強制的に脱会させられた元信者らによる

青春を返せ訴訟の代理人として裁判等を担当している当法人の敵対的当事者です。

このような特定利害を代表する弁護士らに加担・協力して、その対峙する相手側である統一教会を攻撃するようなことは、信教の自由を保障する憲法に違反するものであり、更に公的機関である国立大学として公平性を欠くものであります。

更に同大学は、日本共産党の機関誌である『赤旗』の当法人の批判記事を大学の公式掲示板に掲載していますが、当法人信者らが中心に組織された国際勝共連合と同党は政治的に対立してきた経緯もあります。政治的に中立であるべき国の機関として、特定政党の機関誌を広報に利用するのは、特定政党に加担する行為であると言わざるを得ません。

これら大学におけるカルト予防対策は具体的には以下のように行われています。

入学式でのオリエンテーション（ある国立大学では入学式直後新入生父兄に対して40分にわたるカルト対策講演が同教員により行われたところもある）、学生生活全般に係る冊子の配布、紙媒体及びホームページでのカルト情報提供、サークル活動の制限等という予防名目の広報活動のみならず、岡山大学やいくつかの大学では新入生を対象にした「カルト対策講座」なる講義まで実施しています。特に大阪大学ではカルト対策講義受講を義務化することまでも行われ、「全新入生を対象に『大学生活環境論』という名の必修講義を実施」「やむを得ず欠席した学生には桜井先生の『カルトを問い合わせ直す』を読ませてレポートを提出させ」「新入生は前期なら『聞け！』と言えば素直に言うことを聞きますので、高い出席率を取ることができる」（全国カルト対策大学ネットワーク発起人である大阪大学大和谷厚教授『日本脱カルトネットワーク』機関誌7月号）等と公言し、一方では「批判的思考をさせない」とカルトを批判しながらも、他方では大学自ら同様の手法で反カルト教育が実施されています。

更に「（カルトによる）勧誘を受けた学生…行事等に参加した学生に対する（教職員による）面談で…カルト予防の実際的な効果が得られている」（「大学と学生」9月号、大阪大学 太刀掛俊之）と報告するなど、大学自体がカルト潰しの先頭に立っているのです。

予防という段階から拉致監禁を手段とする改宗専門の牧師らと組んだ救出についても、「更に最近では大学の学生部が学外の専門家やカルト被害救済団体と連携して、入信してしまった学生の救出に取り組む事例も少数だが現れてきた…これは大学と学外団体、そして何よりも被害学生の保護者との密接な連携で

なされている」（全国カルト対策大学ネットワーク発起人、恵泉女学園大学 川島堅二教授 『大学と学生』9月号）とその関わりを大学が認めています。

これらは具体的には、

- ① カルトに関与したと思われる学生に対する個人指導を名目とする学生部教職員、担任教授らによる脱会指導がなされ、大学教職員らにより長時間の一方的な情報に基づく説得や、活動をやめるようにとの脅迫まがいの説得がなされ（「やめないと退学させる」、「大学院の進学が難しくなる」等のことが言われる）、その際、強制改宗を専門とするキリスト教牧師等との面談などが強要される、
- ② 大学当局が自ら管理する学生の個人情報を濫用し、学生本人には秘密裏に両親・家族らに連絡を取り、一方的なカルト情報を提供して不安を煽り、過去に拉致監禁で法的な制裁を受けた前歴を有する改宗専門家を両親等に紹介する、
- ③ 大学と拉致監禁者側の連携により、授業の直後とかに大学キャンパス上などで学生本人が拉致監禁される、

という形で行われています。

このような基本的人権の侵害である強制的な拉致監禁の被害事件をも容認する大学のカルト対策は、宗教の自由を保障し特定宗教への差別や攻撃を禁ずる憲法違反を超え、身体の自由に対する重大な侵害であり、思想・良心・宗教の自由を定める人権条約にも違反するものであります。

上記指摘事項を踏まえ、以下の点につき、御庁の見解・回答を2週間以内に書面にてお願いします。

- ① 岡山大学等において公然と公開されている当法人に関する見解或いは情報は国庫により運営される公的機関である国立大学として、特定宗教を名指しで公然と批判攻撃するものであり、信教の自由を保障し国が特定宗教を差別することを禁ずる憲法に違反するものと考えますが、御庁の見解如何。
- ② 岡山大学等で公然と指摘している当法人に関する情報や見解は紛争の一方の当事者の利益を誘導するものであり、一方的な側の見解を掲載するという公平性を欠くものであるのみならず、内容において事実誤認も

あり、予断と偏见に満ちた客觀性を欠くものであります、これについての御庁の見解如何。

- ③ 甚だしきは強制改宗のための拉致監禁事件に加担するような上記カルト対策を国立大学が進めることは、憲法上重大な問題があるのみならず、国際的にも大きな批判を招きかねない問題だと考ええますが、所管庁として、上記大学の現状を容認するのか、それともしかるべき指導監督を行いうのか、御庁の見解如何。

世界基督教統一神靈協  
会長 梶栗玄太



2010年12月29日

添付資料

- 1 当法人が岡山大学宛に送付した文書
- 2 岡山大学がホームページに掲載する当法人批判の文章